

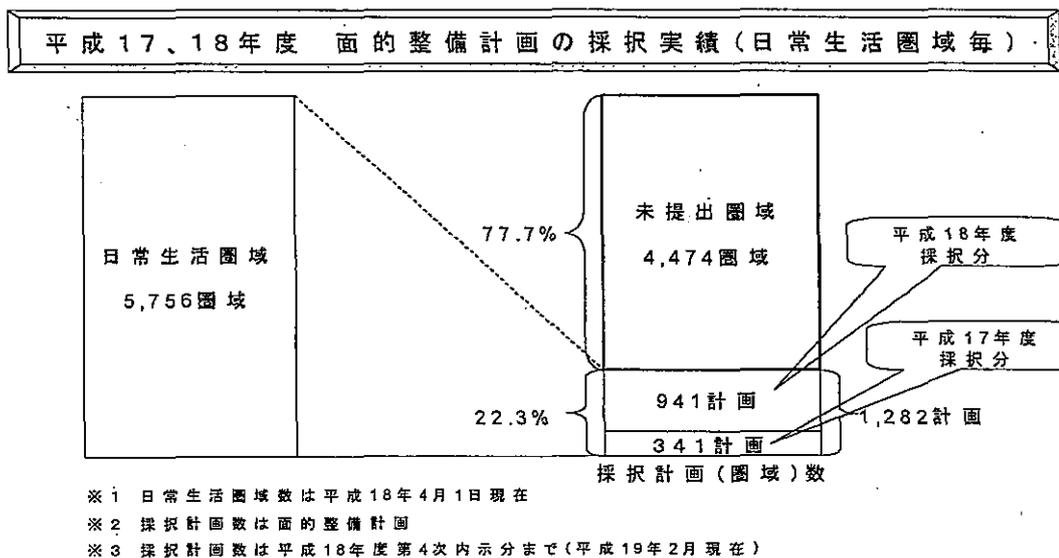
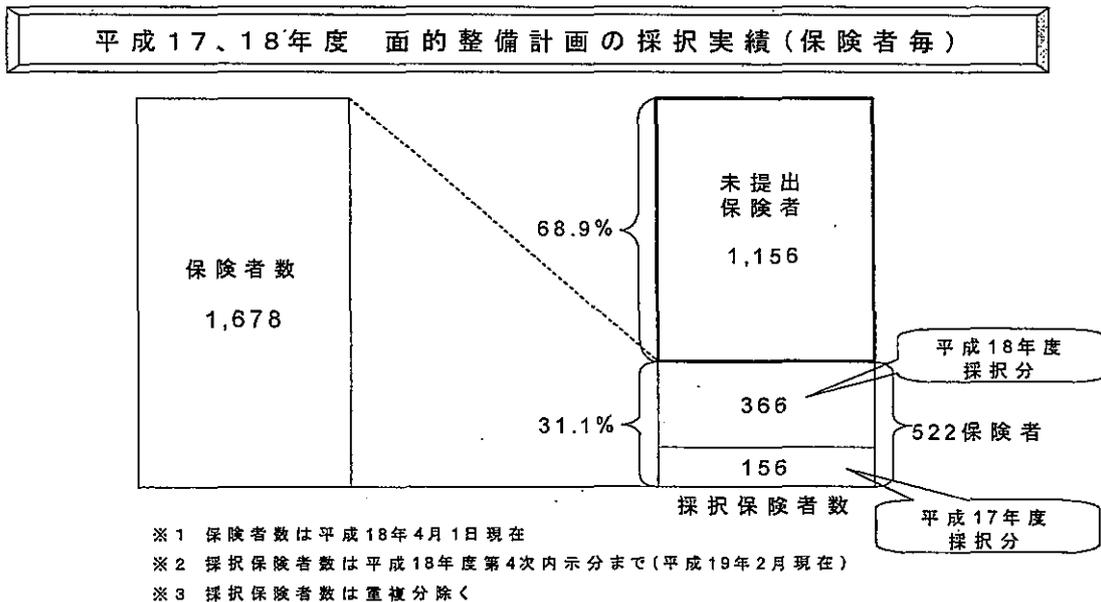
7. 介護関連施設・事業の整備及び運営について

(1) 市町村交付金の積極的な活用について

ア 市町村交付金の活用状況

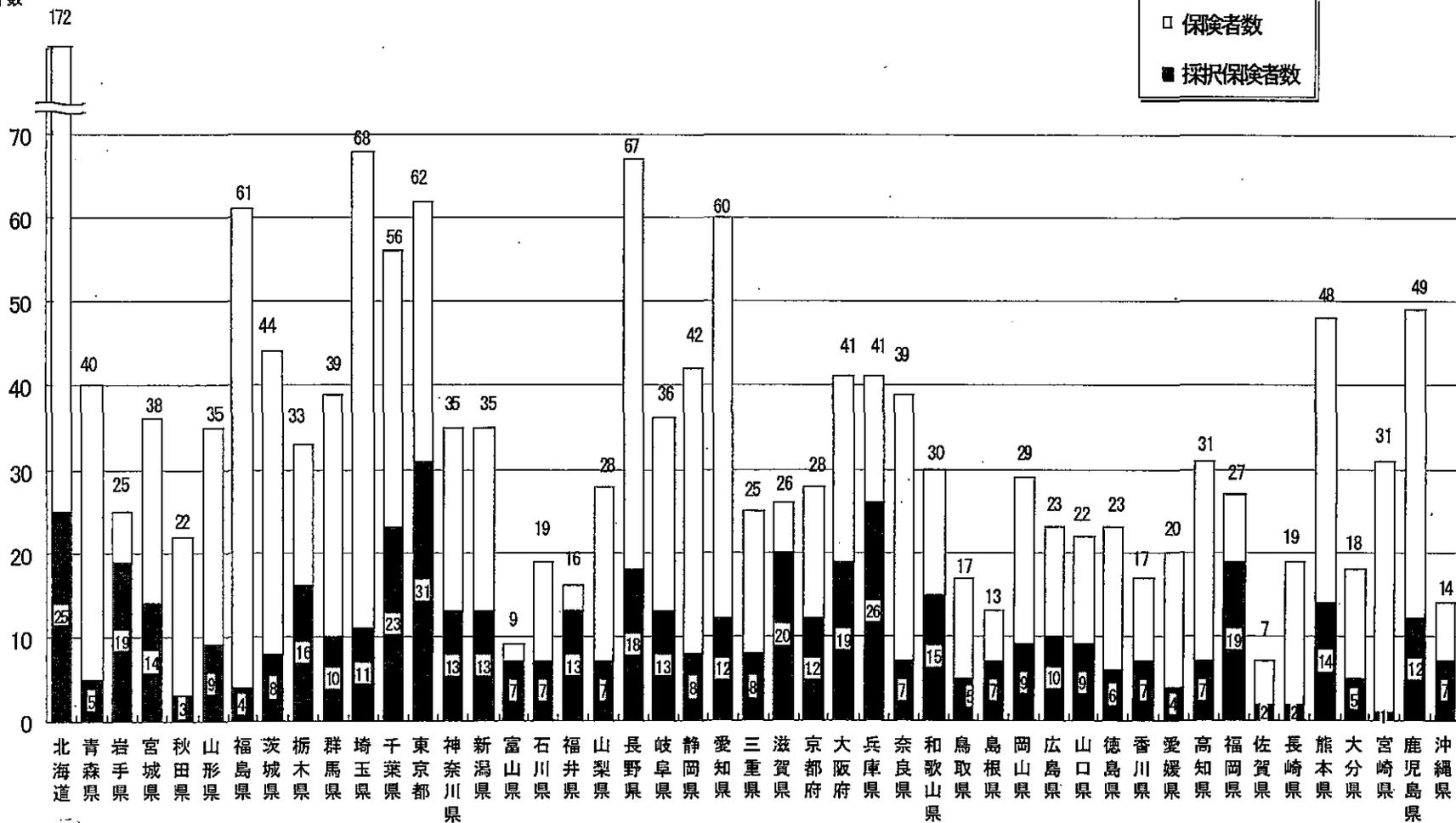
地域密着型サービス、介護予防拠点などの介護関連施設の整備については、平成17年度から、日常生活圏域を単位として策定される面的整備計画に対し市町村交付金を交付し、その整備促進を図ってきたところである。

しかしながら、平成18年度の各市区町村からの協議状況は低調であり、本交付金を活用した基盤整備が十分行われていない市区町村又は圏域が多数見受けられる。



平成17、18年度 都道府県毎の面的整備計画協議状況(保険者数)

保険者数



イ 市町村交付金の制度の周知徹底等について

市町村交付金については、平成19年度予算（案）において地域介護・福祉空間整備等交付金（ハード交付金）約421億円、地域介護・福祉空間推進交付金（ソフト交付金）33億円を確保したところであり、予算の範囲内において各市区町村からの協議を採択したいと考えている。

平成18年度の市町村交付金の協議状況は低調であったが、その要因の1つとして、各市区町村や事業者も含めて、市町村交付金の趣旨や市区町村のいわゆる裏負担を要しない本交付金制度の仕組みが十分に浸透していない実態も見受けられる。

また、本年1月31日を提出期限とした平成19年度の第1次協議も依然として低調な傾向にある。

このため、平成19年度分の市町村交付金についても、追加協議を行うことを予定しているので、各都道府県におかれては、今回お示しする市町村交付金の内容や市町村交付金を活用したモデル的事業について、各市区町村に対する周知徹底をお願いする。

(ア) 地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の概要について

地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金に係る全体の概要は次のとおりである。

地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の概要

① 面的整備計画の内容

市町村(特別区を含む。)は、

- ① 日常生活圏域を単位として、②様々な介護サービスの面的な配置構想を基に、③今後3年以内(単年度でも可)に実施する基盤整備等事業を明らかにした「面的整備計画」を策定することができる。

地域介護・福祉空間整備交付金(ハード交付金) 及び 地域介護・福祉空間推進交付金(ソフト交付金) により支援

○ 地域介護・福祉空間整備交付金に係る分

地域密着型サービス、介護予防拠点など市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するために交付金を交付。

【交付対象】次に掲げる施設等の面的整備に要する経費

- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点
- ・ 小規模の特別養護老人ホーム
- ・ 小規模の老人保健施設
- ・ 小規模のケアハウス(特定施設)
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター
- ・ 夜間対応型訪問介護ステーション
- ・ 介護予防拠点
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 生活支援ハウス

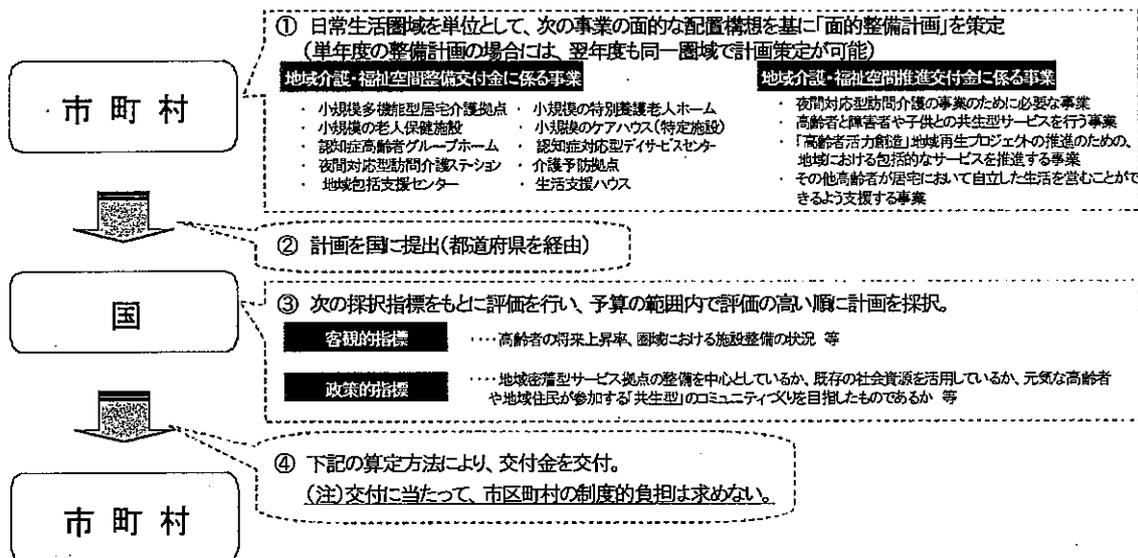
○ 地域介護・福祉空間推進交付金に係る分

地域密着型サービス等の導入のため特に必要と認められる場合に、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】次に掲げる事業に必要な設備の整備又は事業運営に要する経費

- ・ 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

② 面的整備計画に基づく交付金の交付の流れ



地域介護・福祉空間整備交付金に係る事業

面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。ただし、実際の総事業費の範囲内は、1億円を上限とする。

※ 国の財政上の特別措置に関する法律等の対象となる事業が含まれる場合は、右表の配分基礎単価に一定率を乗じて得た額を交付限度額を加算する。

事業区分	配分基礎単価
● 地域密着型サービス拠点	30,000円
● 小規模の特別養護老人ホーム	30,000円
● 小規模の老人保健施設	30,000円
● 小規模のケアハウス(特定施設)	30,000円
● 認知症高齢者グループホーム	30,000円
● 認知症対応型デイサービスセンター	30,000円
● 夜間対応型訪問介護ステーション	30,000円
● 介護予防拠点	30,000円
● 地域包括支援センター	30,000円
● 生活支援ハウス	30,000円
● 介護予防拠点	30,000円
● 地域包括支援センター	30,000円
● 生活支援ハウス	30,000円

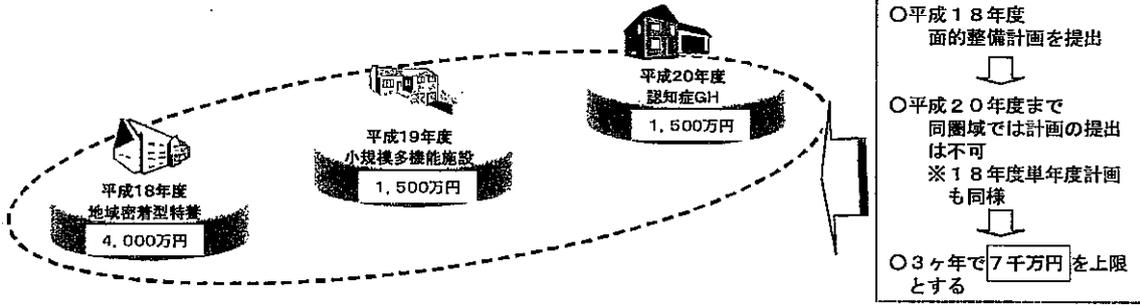
地域介護・福祉空間推進交付金に係る事業

面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。

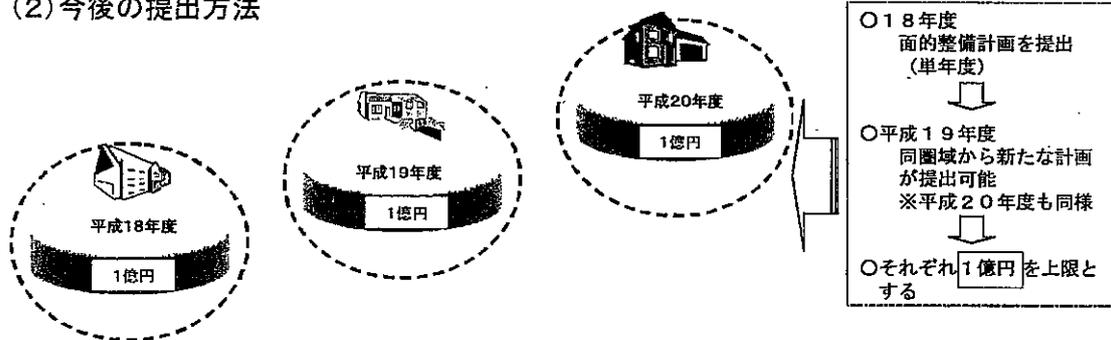
事業区分	配分基礎単価
● 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業	30,000円
● 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業	3,000円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	3,000円

③ 面的整備計画の提出に係る変更点

(1) 従来の提出方法



(2) 今後の提出方法



介護療養型医療施設転換に係る市町村交付金の概要

市町村(特別区を含む。)は、
①市区町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「介護療養型医療施設転換整備計画」を策定することができる。
※平成23年度までの6年間の支援

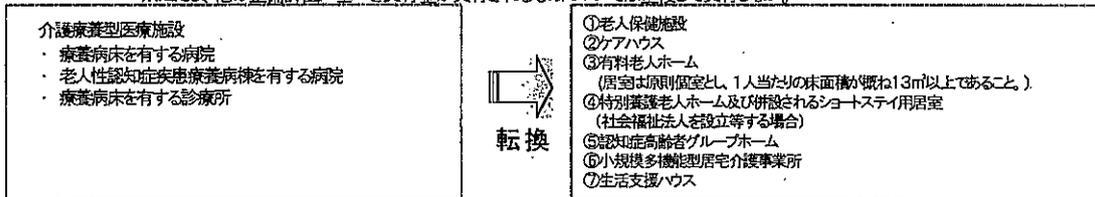
先進的職業支援特別交付金 の1メニュー

○ 介護療養型医療施設転換整備事業

既存の介護療養型医療施設を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

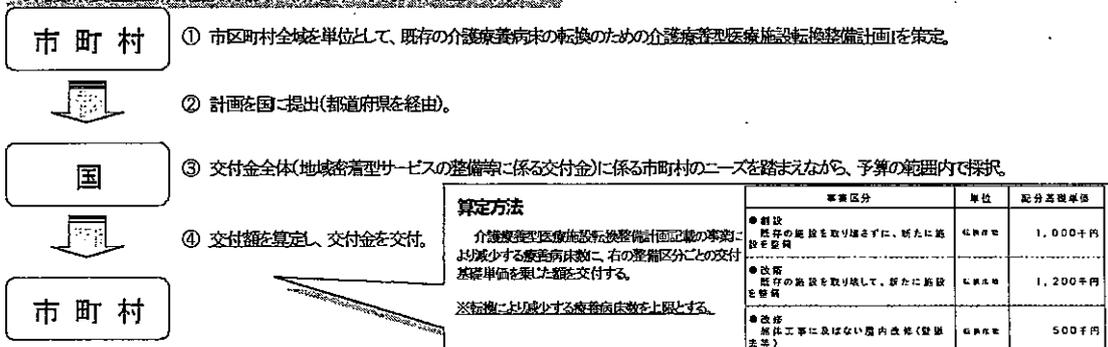
【交付対象】 次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費

※ただし、他の整備計画に基づき交付金が交付されるものについては重複して交付しない。



※ 上記交付対象施設については、定義期間を問わない。②及び③については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わない。③については、利用者負担率3段階以下の人でも入居可能な部屋を確保することが対象条件。

介護療養型医療施設転換に係る市町村交付金の流れ



先進的事業支援特例交付金におけるその他メニューの概要

先進的事業整備計画

市町村(特別区を含む。)は

- ① 市区町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する既存の広域利用型特別養護老人ホームの改修等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「先進的事業等整備計画」を策定することができる。

先進的事業支援特例交付金のメニュー

【交付対象事業】

- 既存の特別養護老人ホームのユニット化改修事業等
 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設を改修により老人保健施設、特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)及び認知症高齢者グループホームへ転換する際に、ユニット化することを支援するために交付金を交付。
 ※ただし、他の整備計画により交付金が交付されるものについては重複して交付しない。
- 緊急ショートステイ整備事業
 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- 市町村提案型事業
 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。

算定方法

先進的事業整備計画記載の事業について、右の区分ごとの交付基準単価に基づいて算定した額を交付する。

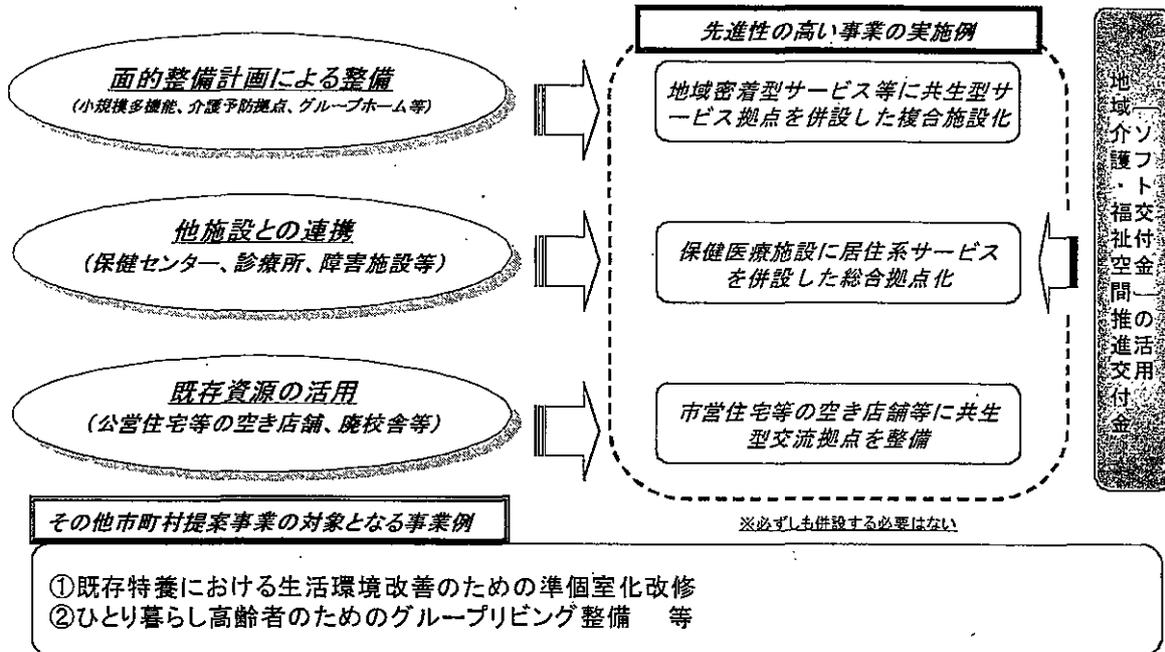
事業区分	単位	配分基準単価
特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業		
「単一ユニット化」改修	整備床数	500千円
「多床室→ユニット化」改修	整備床数	1,000千円
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認められた額

(イ) 市町村提案事業及び地域介護・福祉空間推進交付金の事業例等について

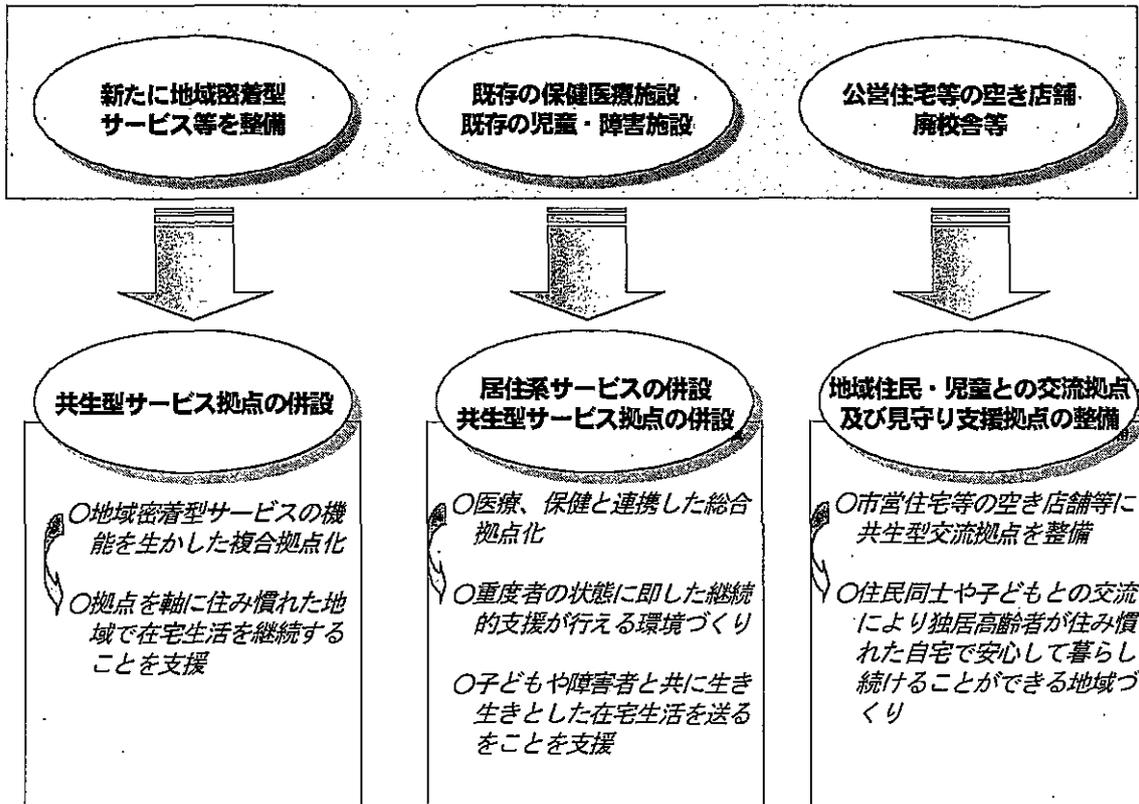
先進的事業支援特例交付金の1メニューである市町村提案事業(最高3,000万円)と地域介護・福祉空間推進交付金の具体的な事業例等は次のとおりである。なお、これはあくまで参考例であり、これ以外の各市区町村の創意工夫を凝らした取組を積極的に支援していく考えである。

市町村提案事業の具体的事例について

先進的事業支援特例交付金(ハード交付金)の活用



市町村提案事業の活用による事業効果



市町村提案事業の採択例

平成18年度における主な採択事業

- ①小規模多機能型居宅介護、介護予防拠点及び認知症高齢者グループホームの整備に合わせて、その機能を生かした共生型サービス拠点を併設
- ②高齢者や児童が定期的集う高齢者サロン（世代間交流スペース）を整備
- ③軽要介護状態の1人暮らし高齢者が共同で生活することにより、従来の生活を継続できるような居住基盤を整備
- ④保健センターや診療所と併設した総合福祉センターを改修して、重度介護高齢者向けの居住系施設を整備
- ⑤高齢者が子どもとの世代間交流を行えるよう、新たに整備する小規模多機能型居宅介護と託児所の複合施設に共生型サービス拠点を整備
- ⑥独居高齢者が急増する団地の空き店舗を改修して地域住民や児童との交流が行えるサロン（地域住民が利用できるカフェテリア、ファミリーサポートの実施）を整備

地域介護・福祉空間推進交付金（ソフト交付金）の具体的事例について

高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業

- ① ボランティア団体や地域の老人会の交流活動、子育て支援サークルなどによる子どもと高齢者の交流活動。
- ② 既存施設を活用して、地域ボランティアによる高齢者、障害者が交流する「地域交流サロン」の開催。
- ③ 子育てサークル、障害者とともに「陶芸の日」などのテーマを決めて、交流事業を実施。
- ④ 旧幼稚園の空き室を利用して談話室兼カフェスペースを運営。
- ⑤ 介護保険サービス利用者、地域の元気高齢者、障害者、学童の一時預かりや子育てサークルによる親子、大学・高校生など、世代間のふれあいを通じ、知識、技術等の次世代への伝承や情報等の交換も含めた交流事業を実施。

【主な対象経費】

- ① レクリエーションのための設備整備費
(陶磁窟、放送設備、プロジェクター、スクリーン等)
- ② レクリエーションのための消耗品購入費
(図書、遊具、プリンター用具等)
- ③ 人件費、委託費
(コーディネーター等)

【配分基礎単価】

3,000千円

高齢者が居宅における自立生活を支援するための事業

- ① 高齢化率や独居高齢者の割合が高い団地等の空き店舗等を活用して世代間交流の促進及び食事提供等を行う。
- ② 高齢者が自宅でインターネットを通じ、自らの健康についての情報を得ることができるシステムを導入し、集められた情報をもとに訪問指導等を行う。
- ③ 公営住宅の集会室・空き部屋などを活用して、高齢者の自立を支援する拠点を設置し、1人暮らし高齢者などへの地域ぐるみの見守り活動を実施。
- ④ 高齢者の居住密度が高い地域において、運動機能向上に資する「介護予防遊具」を公園に設置し、高齢者が自由に利用できるようにする。
- ⑤ 既存サービスから小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護へ円滑な移行を推進するための事業。

【主な対象経費】

- ① 自立支援活動拠点のための設備購入費
- ② 介護予防遊具の設置費
- ③ 小規模多機能型居宅介護等の普及・利用促進に要する費用

【配分基礎単価】

3,000千円